

光市医師会報

昭和53年8月発行

No. 73



やむを得ず、
というのは圧制の口実である

(ミルトン)

光 市 医 師 会

医師会月間行事

※ 8月8日(火) 理事会 於医師会館

午後7:30

- 協議事項 (1)1才半児健診契約について (2)学校医研修会について (3)健保組合との協議会について
- 連絡・報告事項 (1)国保組合会議について (2)周南医学会演題募集について (3)消防年報について (4)老人健診・循環器健診受託医療機関等について (5)健康診断の実施について (6)職員(パート)の退職について (7)患者調査について (8)被爆者健診について

※ 8月22日(火) 例会 於医師会館

午後7:30

- 連絡・報告事項 (1)国保組合会議について (2)患者調査について (3)被爆者健診について (4)老人及び成人病健診について (5)処方箋発行についてのアンケート実施結果について(県医分) (6)医療事故について (7)同和健診について (8)麻疹の予防接種について
- 協議事項 (1)1才半児の健康契約について (2)学校医研修会について (3)健保組合との協議会について

医療関係法規

1. 医師法(昭23.7)

〔医師の任務〕

第1条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

〔臨床研修〕

第16条の2 医師は、免許を受けた後も、2年以上大学の医学部若しくは大学附置の研究所の附属施設である病院又は厚生大臣の指定する病院において、臨床研修を行なうように努めるものとする。

〔診療義務等〕

第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療若しくは検案をし、又は出産に立ち合った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があった場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

〔無診察治療等の禁止〕

第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち合わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、

又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

〔異常死体等の届出義務〕

第21条 医師は、死体又は妊娠4ヶ月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

〔処方せんの交付〕

第22条 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たっている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の1に該当する場合においては、この限りでない。

1. 暗示的效果を期待する場合において、処方せんを交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合
2. 処方せんを交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合
3. 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与

する場合

4. 診断又は治療方法の決定していない場合
5. 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合

〔療養方法等の指導義務〕

第23条 医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

〔診療録〕

第24条 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

- 2 前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。

2. 医師法施行令(昭28.12)

〔免許の申請〕

第1条 医師免許を受けようとする者は、申請書に厚生省令で定める書類を添え、所在地の都道府県知事を経由して、これを厚生大臣に提出しなければならない。

〔医籍の登録事項〕

第2条 医籍には、左に掲げる事項を登録する。

1. 登録番号及び登録年月日
2. 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しないものについては、その国籍)、氏名、生年月日及び性格別
3. 医師国家試験合格の年月
4. 免許の取消又は医業の停止の処分に関する事項
5. その他厚生大臣の定める事項

〔登録事項の変更〕

第3条 医師は、前条第2号の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、医籍の訂正を申請しなければならない。

- 2 前項の申請をするには、申請書に申請の事由を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生大臣に提出しなければならない。

〔登録のまつ消〕

第4条 医籍の登録のまつ消を申請するには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

2 医師が死亡し、又は失^うの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律224号)による死亡又は失^うの届出義務者は、30日以内に、医籍の登録のまつ消を申請しなければならない。

3. 医師法施行規則(昭23.10)

第21条 医師は、患者に交付する処方せん^んに患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

第22条 医師は、患者に交付する薬剤の容器又は被包にその用法、用量、交付の年月日、患者の氏名及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所及び氏名を明記しなければならない。

4. 医療法(昭23.7)

〔病院、診療所〕

第1条 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的で且つ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、且つ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。

〔総合病院、類似名称の禁止〕

第4条 病院であって、患者100人以上の収容施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含み、且つ、第22条各号に規定する施設を有するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て総合病院と称することができる。

2 総合病院でないものは、これに総合病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

〔診療所の患者収容時間の制限〕

第13条 診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を48時間をこえて収容しないようにつとめなければならない。

〔病院の法定人員及び施設等、罰則の委任〕

第21条 病院は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる人員及び施設を有し、且つ、記録を備えて置かなければならない。但し、政令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

1. 省令を以て定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者
2. 各科専門の診療室
3. 手術室
4. 処置室
5. 臨床検査施設
6. エックス線装置
7. 調剤所
8. 消毒施設
9. 給食施設
10. 給水施設
11. 暖房施設
12. 洗たく施設
13. 汚物処理施設
14. 診療に関する諸記録
15. その他省令をもって定める施設

2 前項第1号又は第15号の規定に基く省令の規定によって定められた人員又は施設を有しない者については、政令で5,000円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

〔総合病院の法定施設、罰則の委任〕

第22条 総合病院は、前条に定めるものの外、左の各号に掲げる施設を有しなければならない。

1. 化学、細菌及び病理の検査施設
2. 病理解剖室
3. 研究室
4. 講義室
5. 図書室
6. その他省令をもって定める施設

〔医療法人〕

第39条 病院又は医師若しくは歯科医師が常時3人以上勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団又は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

〔業務の範囲〕

第42条 医療法人は、その開設する病院又は診療所の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、左に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

1. 医療関係者の養成又は再教育
2. 医学又は歯学に関する研究所の設置
3. 第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設
4. その他保健衛生に関する業務

〔剰余金配当の禁止〕

第54条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。〔医業等に関する広告の制限〕

第69条 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他如何なる方法によるを問わず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを広告してはならない。

1. 医師又は歯科医師である旨
2. 第70条第1項の規定による診療科名
3. 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
4. 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
5. 診療日又は診療時間
6. 入院設備の有無
7. その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 前項第4号に掲げる事項を広告するに当っては、その医師又は歯科医師が、常時診療に従事しない者である場合には、その医師又は歯科医師の診療日及び診療時間を併せて広告しなければならない。

3 第1項各号に掲げる事項を広告するに当っても、医師又は歯科医師の技能、治療法、経歴又は学位に関する事項にわたってはならない。

〔診療科名〕

第70条 前条第1項第2号の規定による診療科名は左に掲げるものとする。

1. 医業について内科、精神科、神経科(又は神経内科)、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚ひ尿器科(又は皮膚科、ひ尿器科)、性病科、こう門科、産婦人科(又は産科、婦人科)、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、理学診療科、放射線科。

2. 歯科医業については歯科

3. 前2号以外の診療科名であって当該診療に従事する医師又は歯科医師において厚生大臣の許可を受けたもの。

5. 医療法施行規則(昭23.11)

第1章 病院、診療所及び助産所の開設

第1条 医療法(昭和23年法律第205号。以下法という。)

第7条第1項の規定によって病院又は診療所開設の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を開設地の都道府県知事に提出しなければならない。

1. 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに開設者が医師又は歯科医師であるときはその旨(免許証の写を添附すること。)
2. 名称
3. 開設の場所
4. 診療を行おうとする科目
5. 開設者が医師又は歯科医師以外の者であるときは開設の目的及び維持の方法
6. 開設者が医師又は歯科医師であって現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨
7. 開設者が医師又は歯科医師であって、同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨
8. 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の従業者の定員
9. 敷地の面積及び平面図
10. 敷地周囲の見取図
11. 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示し、精神病室、伝染病室又は結核病室があるときは、これを明示すること。)
12. 病院については、法第21条第1項第2号から第13号までに掲げる施設及び第21条に掲げる施設の有無及び構造設備の概要
13. 歯科医業を行う病院又は診療所であって、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要
14. 病院又は病室のある診療所については、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
16. 開設の予定年月

第2章 病院、診療所及び助産所の管理

(詳細な規定あり)

第3章 病院、診療所及び助産所の構造設備

(詳細な規定あり)

第4章 診療用放射線の防護

(詳細な規定あり)

第5章 医療法人

(詳細な規定あり)

6. 健康保険法(大11.4)

第9条ノ2 厚生大臣又ハ都道府県知事ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得〔保健施設及び福祉施設〕

第23条 保険者ハ被保険者及被扶養者ノ疾病若ハ負傷ノ療養又ハ被保険者及被扶養者ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル施設ヲ為シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ為スコトヲ得

〔組合の任意設立〕

第28条 一又ハ二以上ノ事業所ニ付被保険者常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保険組合ヲ設立スルコトヲ得

〔組合の強制設立〕

第31条 厚生大臣ハ一又ハ二以上ノ事業所ニ付第13条ノ規定ニ依ル被保険者常時500人以上ヲ使用スル事業主ニ対シ健康保険組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

〔健康保険組合連合会〕

第42条ノ3 健康保険組合ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル為健康保険組合連合会ヲ設立スルコトヲ得

②健康保険組合連合会ハ法人トス

③健康保険組合連合会ヲ設立セントスルトキハ規約ヲ作り厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

④厚生大臣ハ健康保険組合ニ対シ組合員タル被保険者ノ共同ノ福祉ヲ増進スル為必要アリト認ムルトキハ健康保険組合連合会ニ加入スルコトヲ命ズルコトヲ得

第4章 保険給付

〔療養の給付〕

第43条 被保険者ノ疾病又ハ負傷ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

1. 診察
2. 薬剤又ハ治療材料ノ支給
3. 処置、手術其ノ他ノ治療
4. 病院又ハ診療所ヘノ収容
5. 看護
6. 移送

②前項第4号乃至第6号ノ給付ハ保険者ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ為スモノニ限ル但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

〔保険医又ハ保険薬剤師ノ責務〕

第43条ノ6 保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保険ノ診療又ハ調剤ニ当ルベシ

〔厚生大臣又ハ都道府県知事ノ指導〕

第43条ノ7 保険医療機関及保険薬局ハ療養ノ給付ニ関シ、保健医及保険薬剤師ハ健康保険ノ診療又ハ調剤ニ関シ厚生大臣又ハ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ

〔保険医療機関又ハ保険薬局ノ報告等〕

第43条ノ10 厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局ニ対シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提

出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者ニ対シ出頭ヲ求め又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

7. 国民健康保険法 (昭33.12)

〔厚生大臣又ハ都道府県知事ノ指導〕

第41条 国民健康保険医、国民健康保険薬剤師及び療養取扱機関は、療養ノ給付ニ関シ、厚生大臣又ハ都道府県知事ノ指導ヲ受けなければならない。

〔療養取扱機関ノ報告等〕

第46条 厚生大臣又ハ都道府県知事は、療養ノ給付ニ関シ必要があると認めるときは、療養取扱機関ニ対シ報告若しくは診療録その他の帳簿書類ノ提出若しくは提示ヲ命ジ、療養取扱機関ノ開設者若しくは管理者、国民健康保険医、国民健康保険薬剤師その他の従業者ニ対シ出頭ヲ求め、又ハ当該職員ニ関係者ニ対シ質問させ、若しくは療養取扱機関ニ関シ設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件ヲ検査させることができる。

豆辞典

エルトール型コレラ菌

フィリピン旅行ノ帰国者から相ついで真性コレラ患者ガ発見されておる。厚生省ノ国立予防衛生研究所ガ発表したところによると、このコレラ菌ハ、エルトールコレラ菌(小川型)である。エルトール型コレラ菌ハ、1905年にエジプトノエルトールで発見されたのでこの名がある。古くからのアジア型に比べると症状ハ比較的軽い。1960年ノ大流行を境に、古くからの型と症状ノ変わらない重症型に変わり、世界ノコレラノ主流となった。そのため世界保健機構(WHO)も1961年にコレラ菌と「認知」した。WHOによるとアジア・アメリカノ20カ国ガコレラ汚染地域とされている。エルトール型菌ノ潜伏期ハ通常3日である。

あとがき

やがて秋ともなれば、医療と医師税制ノ問題ガ火ヲ吹くであろうし、今検討されている有事立法も暑い論議ヲ呼ぶに違いない。有事立法ノ中に病院・医療業務などが徴用・収用される権限ガ明確化されるとすれば、戦時中ノ医療団と医療ノ国家統制ヲ思い出さざるをえない。殊ノ外暑い夏に続いて暑い秋ガきそうである。

秋暑し 植込枯れし 氷店
馬太

発行所	光市小原防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 77-2601
発行者	林 孝之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社